

令和3年度上期一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン（案）について

東京都産業労働局金融部貸金業対策課

1 現状と対応

これまで、ヤミ金融被害の未然防止と悪質業者の排除に努めるため、貸金業者が集中する駅前、繁華街等の街頭において、関係機関が一体となり、キャンペーングッズやチラシの配布などの啓発活動を行ってきた。

しかしながら、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の街頭キャンペーン活動を変更し、非接触型のキャンペーンを実施したところである。

現在も依然として新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応が必要となっているため、今回についてもポスター等の掲出やインターネットを活用した非接触型のキャンペーンを実施する。

2 実施概要

(1) 実施時期

令和3年6月14日（月）～20日（日）

(2) 実施内容

① 関係機関へのポスター等の配付

東京都貸金業対策課でポスター等を作成し、関係機関に配付する。

② 車内動画広告の放映

キャンペーン期間中、都営地下鉄（大江戸線、浅草線、新宿線）で動画広告を放映する。

③ インターネット広告

キャンペーン期間中、Yahoo、Google の検索サイトにおいて、キーワード検索によるリスティング広告を行う。

④ 参加機関のホームページでの啓発

可能な範囲で各参加機関のホームページで啓発を行う。

東京都貸金業対策課で作成したチラシデータを参加機関に配付し、必要に応じて活用する。

(3) 参加予定機関・団体

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター東京地方事務所、日本貸金業協会、東京都社会福祉協議会、関東財務局東京財務事務所、神奈川県、千葉県、埼玉県、警視庁、東京都 計13機関

(4) 後援 金融庁（予定）

3 その他

今年度下期の合同キャンペーンについては、非接触型のキャンペーンを継続して実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、11月上旬に国営昭和記念公園で開催される「たちかわ楽市」に出展し実施する予定である。（「たちかわ楽市」が開催される場合）